

広島県立技術短期大学校規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県立技術短期大学校規則

広島県立技術短期大学校規則

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県立技術短期大学校設置及び管理条例（平成二十年広島県条例第三号。以下「条例」という。）の規定に基づき、広島県立技術短期大学校（以下「短期大学校」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(訓練科等)

第二条 短期大学校における専門課程の訓練科、訓練期間及び定員は、次のとおりとする。

訓練科	訓練期間		定員	
	入学定員	総定員		
生産技術科	二年	二〇人	四〇人	
制御技術科	二年	二〇人	四〇人	

(教科)

第三条 専門課程の教科及びその時間数は、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第十二条に定める基準に従い、知事の承認を得て、訓練科ごとに短期大学の長（第九条第二項を除き、以下「校長」という。）が定める。

(在学期間)

第四条 短期大学校に在学できる期間は、四年を超えることができない。

(学年)

第五条 短期大学校の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(休校日)

第六条 休校日は、次のとおりとする。

- 一 広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第二号）第一条第一項各号に規定する日
- 二 その他校長が定めた日

2 校長は、必要があると認めるときは、前項の休校日においても職業訓練を行うことができる。

(入学の出願)

第七条 短期大学校に入学を希望する者は、校長が定める期日までに、別記様式第一号による入学願書に校長が必要と認める書類を添えて、校長に提出しなければならない。

(入学選考)

第八条 校長は、前条の規定による出願があったときは、書類審査、筆記試験若しくは面接の方法により、又はこれらの方法を併せ用いることにより選考を行う。

- 2 前項の選考の種別は、一般入学選考及び推薦入学選考とする。
- 3 校長は、第一項の選考の結果に基づき合格者を決定する。

(入学手続)

第九条 前条第三項の規定による合格者は、校長の指定する期日までに、別記様式第二号による入学願に別記様式第三号による健康診断書及びその他校長が必要と認める書類を添えて、校長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該合格者が入学願書提出時に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校の生徒又は学生であるときは、同項に規定する健康診断書に代えて、当該学校の校長の証明を受けた別記様式第三号による身体検査表を提出することができる。

(入学許可)

第十条 校長は、前条の規定により入学手続を完了した者に対して、入学を許可する。

- 2 前項の規定により入学を許可された者（以下「学生」という。）は、独立の生計を営む成年人で当該学生に関する一切の責任を負うことができる者（当該学生が未成年者であるときは、親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者）を保証人に定め、その者と連署した別記様式第四号による誓約書を校長の指定する期日までに、校長に提出しなければならない。

3 前項に規定する保証人は、学生が納付すべき授業料について、当該学生と連帯してこれを納付しなければならない。

- 4 学生は、第二項の規定により定めた保証人が死亡し、又は独立の生計を営むことができなくなったときは、遅滞なく、新たに保証人を定め、その者と連署した別記様式第四号による誓約書を校長に提出しなければならない。

(休学及び復学)

第十一条 学生は、傷病その他やむを得ない理由により休学しようとするときは、保証人と連署した別記様式第五号による休学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定による休学の期間（以下「休学期間」という。）は、一月以上一年以内とする。ただし、校長が特別の理由があると認める場合は、一年を限度として休学期間を延長することができる。

3 休学期間は、通算して二年を超えることができない。

4 休学期間は、第四条に規定する在学期間に算入しない。

- 5 第一項の規定により休学した者が復学しようとするときは、保証人と連署した別記様式第六号による復学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(退学)

第十二条 学生は、退学しようとするときは、保証人と連署した別記様式第七号による退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(退学処分)

第十三条 条例第六条の規定による退学処分は、校長が行うものとする。

2 校長は、前項の規定により退学処分を行う場合は、その旨及び理由を書面で当該退学処分を受けるべき者に通知しなければならない。

(卒業)

第十四条 校長は、専門課程の職業訓練を修了した学生に対し、別記様式第八号による修了証書を授与し、卒業を認定する。

(災害見舞金)

第十五条 学生が、職業訓練上の理由により、又は通学途上において、負傷し、疾病にかかり、身体障害を有することとなり、又は死亡したときは、県はその者又はその者の遺族に対し、予算の範囲内において、災害見舞金を支給する。

2 前項の災害見舞金の支給の範囲、支給額及び支給方法については、別に知事が定める。

(授業料等の納付期限及び方法)

第十六条 条例第八条第二項の授業料等の納付期限及び方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 選考料 入学願書の提出時までに納付する。

二 入学料 入学願の提出時までに納付する。

三 授業料 四月及び十月の末日までに年額の二分の一に相当する額を納付する。ただし、納付期限内に休学し、若しくは退学し、又は納付期限後に復学する場合には、それぞれ休学、退学又は復学の際に納付する。

(授業料の減免又は徴収猶予)

第十七条 条例第九条に規定するやむを得ない事情により授業料の納付が困難と認められる学生で授業料の減免を受けられる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項第一号に掲げる生活扶助を受けている者又はその者と同一世帯に属する者

二 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に基づく個人の市町村民税が学生及び学生と生計を一にする者のすべてについて非課税とされている世帯に属する者

三 その他知事が特に必要と認める者

2 条例第九条に規定するやむを得ない事情により授業料の納付が困難と認められる学生で授業料の徴収猶予を受けられる者は、前項各号のいずれかに該当する者に準じる者であつて、一時的に授業料の納付が困難であると知事が認めた者とする。

3 授業料の減免又は徴収猶予の申請その他の手続に関して必要な事項は、別に知事が定める。

(補則)

第十八条 この規則に定めるもののほか、短期大学の管理等に関して必要な事項は、校長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第三条、第七条、第八条、第九条、第十六条第一号及び第二号並びに第十八条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日の間における第三条、第七条、第八条、第九条第一項及び第十八条の規定の適用については、第三条中「短期大学の長」とあるのは「広島県立広島高等技術専門校長」と、第七条、第八条、第九条第一項及び第十八条中「校長」とあるのは「広島県立広島高等技術専門校長」と読み替えるものとする。

(別記)

様式第 1 号 (第 7 条関係)

入 学 願 書

年 月 日

広島県立技術短期大学校長 様

(ふりがな)					
氏 名	印			男・女	写 真 (写真裏面に 氏名を記入) (4 cm×3 cm)
生 年 月 日	年	月	日	(歳)	
第 1 志望科名					科
第 2 志望科名					科
選 考 の 種 別	一 般 ・ 推 薦				
現 住 所 又 は 先 住 居 所	〒		FAX ()		
連 絡 先	電話 ()		—		
履 歴	最終学校名 (科名)	()	年 月 日	卒業・退学 卒業見込み	
	最 終 職 歴	事 業 所 名	所 在 地	在 職 期 間	職 務 内 容
保 護 者	氏 名	〒			印 続 き 柄
	住 所	電 話 () —			
備 考					

選考料払込証明書貼付欄

ここに選考料払込証明書を貼ること。

- 注
- 1 該当の文字を○で囲むこと。
 - 2 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。
 - 3 生年月日欄の年齢は入学する日の属する年度の4月1日現在の年齢を記入すること。
 - 4 保護者欄については、本人が未成年者の場合にのみ記入すること。保護者とは、親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者とする。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 2 号 (第 9 条関係)

入 学 願

年 月 日

広島県立技術短期大学校長 様

科 名

受験番号

氏 名

印

入学を許可願います。

保 護 者

住 所

氏 名

印

入学料払込証明書貼付欄

ここに入学料払込証明書を貼ること。

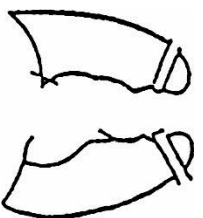
注 1 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。

2 保護者については、本人が未成年者の場合にのみ記入すること。保護者とは、親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者とする。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 3 号 (第 9 条関係)

健康診断書 (身体検査表)			
氏名		現住所 又は	
(男・女)		連絡先	
身長	年 月 日生	視力	右
体重	cm	左	
	kg		
聴力	右	備考	
	左		
胸部 X 線撮影 (直接, 間接)			
判定		撮影 年 月 日	
治療を要する疾患, その他特記する事項			
就労に関する所見			
上記のとおり診断する。			
年 月 日	医師	住所	氏名 印
上記は学校医の 年 月 日定期健康診断の結果に相違ありません。			
年 月 日		学校長	印



- 注 1 該当の文字を○で囲むこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。
 3 新規学卒者については、学校長の証明による身体検査表 (医師証明不要) に代えることができる。

様式第 4 号 (第10条関係)

誓 約 書

年 月 日

広島県立技術短期大学校長 様

住 所

氏 名 印

この度，入学を許可されましたが，在学中は，諸規定及び指示事項を守り，技術・技能の習得に努めます。

上記の者が，この度入学を許可されたので，在学中は誓約事項を堅く守らせるとともに，本人在学中に係る一切の責任は保証人において引き受けます。
また，保証人は，上記の者と連帯して授業料を納付します。

保 証 人
(授業料の納付については連帯保証人となります。)

住 所

氏 名 印

- 注
- 1 氏名については，記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。
 - 2 学生が未成年者の場合は，保証人は保護者（親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者）とすること。
 - 3 用紙の大きさは，日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 5 号 (第11条関係)

休 学 願

年 月 日

広島県立技術短期大学校長 様

学生

住 所

氏 名

印

保証人

住 所

氏 名

印

この度、次の理由により休学したいので許可してください。

1 休学期間 年 月 日から

年 月 日まで

2 理 由

- 注 1 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 6 号 (第11条関係)

復 学 願

年 月 日

広島県立技術短期大学校長 様

学生

住 所

氏 名

印

保証人

住 所

氏 名

印

この度、次の理由により復学したいので許可してください。

1 復学日 年 月 日

2 理 由

- 注
- 1 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第7号 (第12条関係)

退 学 願

年 月 日

広島県立技術短期大学校長 様

学生

住 所

氏 名

印

保証人

住 所

氏 名

印

この度、次の理由により退学したいので許可してください。

1 退学日 年 月 日

2 理 由

注 1 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 8 号 (第14条関係)

第 号

修了証書

氏名

年 月 日生

本校において職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) の規定による次の職業訓練を

修了したことを証します

職業訓練の種類 高度職業訓練

訓練課程 専門課程

訓練科の名称

(職業能力開発促進法施行規則別表第 6 に規定する__科)

総訓練時間

年 月 日

広島県立技術短期大学校長

印

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。
- 2 訓練科の名称の欄の () 内の「__科」の部分に職業能力開発促進法施行規則別表第 6 に規定する訓練科名を記入すること。